

松前町 空家相談窓口運営業務 仕様書

1 件名

松前町空家相談窓口運営業務

2 契約場所

松前町全域

3 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 業務の目的

本業務は、空家等の適切な管理及び利活用を促進するため、相談窓口を設置し、所有者等への支援及び施策提案を行うことを目的とする。

5 業務内容

(1) 相談対応業務

- ア 空家等に関する相談受付（電話・窓口・オンライン等）平日 5 時間以上
- イ 相談内容の整理及び課題の抽出
- ウ 専門家等への引継ぎ及び連携調整
- エ 継続的なフォローアップ対応

(2) 利活用支援業務

- ア 空家等の売却、賃貸等の活用提案
- イ 所有者と利用希望者とのマッチング支援
- ウ 空き家バンク等との連携

(3) 普及啓発業務

- ア 広報活動（チラシ、ホームページ、SNS 等）
- イ 出張相談会及びセミナーの開催

(4) 連携業務

関係団体及び専門家と連携体制を構築し、相談対応において円滑に連携できる体制を確保すること。

6 報告

- (1) 月次報告書の提出
- (2) 緊急案件発生時の随時報告
- (3) 年間相談件数の報告
- (4) 解決率の報告
- (5) 活用件数の報告

7 留意事項

- (1) 個人情報の適切な管理を行うこと
- (2) 中立性及び公平性を確保すること
- (3) 苦情対応を適切に行うこと

8 損害賠償

受託者の責により生じた損害については、受託者の負担とする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、町と協議の上決定する。